

国立大学法人京都大学内部監査規程等新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学内部監査規程</b> (平成17年6月14日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>(監査の実施)</p> <p>第3条 監査は、監査室が実施する。</p> <p>2 監査は、原則として、<u>実地監査</u>により行う。 ただし、状況によっては、監査を受ける<u>部局等</u> (各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属 図書館、医学部附属病院及び各センター(国立 大学法人京都大学の組織に関する規程(平成1 6年達示第1号。以下この項において「組織規 程」という。)第3章第7節及び第8節並びに 第8節の3から第12節までに定める施設等及 び組織規程第8節の2に定める犬山キャンパス 運営協議会をいう。)をいい、組織規程第56 条第1項の部局事務部等を含む。)、<u>事務本部</u> 及び各共同事務部をいう。以下「監査の対象部 局」という。)から書類等を取り寄せ、書面審 査により行うことができる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(監査の実施)</p> <p>第3条 (同 左)</p> <p>2 監査は、原則として、<u>実地監査</u>により行う。 ただし、状況によっては、監査を受ける<u>部局</u>(各 研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書 館、医学部附属病院及び各センター等(国立大 学法人京都大学の組織に関する規程(平成16 年達示第1号。以下この項において「組織規程 」という。)第3章第7節から第12節までに定 める施設等をいう。)をいい、組織規程第56 条第1項の部局事務部等を含む。)及び各共通 事務部をいう。以下「監査の対象部局」という。) から書類等を取り寄せ、書面審査により行うこ とができる。</p>
<p style="text-align: center;"><b>京都大学事務委任等規程</b> (昭和45年10月31日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2条 この規程において「部局」とは、各研究 科等(各研究科、各附置研究所、医学部附属病 院、附属図書館、各センター等(国立大学法人 京都大学の組織に関する規程(平成16年達示 第1号。以下この項において「組織規程」とい う。)第3章第7節から第11節まで(第47 条第1項に定める組織のうち図書館機構を除 く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織 規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)、</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (令和8年3月総長裁定)</p> <p>この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>第2条 この規程において「部局」とは、各研究 科等(各研究科、各附置研究所、医学部附属病 院、附属図書館、各センター等(国立大学法人 京都大学の組織に関する規程(平成16年達示 第1号。以下この項において「組織規程」とい う。)第3章第7節から第11節まで(第47 条の2の規定により定める組織のうち図書館機 構を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、 組織規程第56条第1項の部局事務部等を含</p>

改 正 前	改 正 後
<p>各共通事務部及び組織規程第57条第1項の監査室をいう。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>第3条 総長は、各<u>部局並びに事務本部の各部、総長オフィス、プロボストオフィス、CFOオフィス、広報室、インスティテューショナル・リサーチ室、国際交流室、監事支援室、不正防止実施本部事務室及び事務改革推進室</u>（以下「<u>事務本部の各組織</u>」という。）の長に、旅行命令又は旅行依頼に関する権限のうち、それぞれ当該部局又は<u>事務本部の各組織</u>の教職員等に対し旅行命令を発し、及び当該部局又は<u>事務本部の各組織</u>の教職員等以外の者に対し当該部局又は<u>事務本部の各組織</u>の用務に係る旅行依頼を発する権限を委任する。</p> <p>第4条 総長は、人事事務のうち、部局又は学系若しくは全学教員部における次の各号に掲げる権限については、教員にあっては当該教員が所属する学系又は全学教員部（以下「学系等」という。）の長（全学教員部にあっては当該教員が所属する全学機能組織（国立大学法人京都大学教員選考規程（平成27年達示第76号）第2条第3項に定めるものをいう。）又は教育研究組織（国立大学法人京都大学教員選考規程第2条第2項に定めるものをいう。）を担当する理事。以下同じ。）に、教職員等（教員を除く。）にあっては当該部局の長に委任する。この場合において、学系等の長は、必要と認めるときは、委任された事項について、当該学系等及び部局の定めるところにより、当該部局の長に再委任することができる。</p> <p>(1) 教職員等が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく補償又は保険給付を請求する場合における事業主が行うべき証明に係る権限</p> <p>(2) 教職員（次の表の左欄に掲げる者を除く。）の兼業（次の表の右欄に掲げる場合を除く。）の許可、不許可を決定する権限</p>	<p>む。）、各共通事務部及び組織規程第57条第1項の監査室をいう。</p> <p>2～8 (同 左)</p> <p>第3条 総長は、各<u>部局の長に、旅行命令又は旅行依頼に関する権限のうち、それぞれ当該部局の教職員等に対し旅行命令を発し、及び当該部局の教職員等以外の者に対し当該部局の用務に係る旅行依頼を発する権限を委任する。</u></p> <p>第4条</p> <p>(同 左)</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>

改 正 前		改 正 後	
1 部局及び学系の長	1 商業、工業又は金融	1 部局及び学系の長	1 (同 左)
2 一般職俸給表(一)の適用を受ける者のうち、組織規程第46条の3第1項に定める事業推進組織(以下この表において「事業推進組織」という。)及び組織規程第57条第1項に定める監査室並びに京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)別表1及び別表2に定める事務組織(以下この表において「事務組織」という。)に勤務する者	業その他営利を目的とする会社その他の団体の役員、顧問又は評議員の職を兼ねる場合 2 自ら営利企業を営む場合(名義人が他人であつても本人が営利企業を営むものと客観的に判断される場合を含む。)	2 事務職員及び施設系技術職員	2 (同 左)
3 特定有期雇用教職員就業規則第2条第1項第6号に定める特定職員(同規則第22条第4項に定める短時間勤務特定職員を除く。)のうち、 <u>事務組織に勤務する者</u>		3 特定有期雇用教職員就業規則第2条第1項第6号に定める特定職員(同規則第22条第4項に定める短時間勤務特定職員を除く。)のうち、 <u>前項に相当する者</u>	
4 } (略)		4 } (同 左)	
5 } (略)		5 } (同 左)	
6 国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する規程(平成16年達示第78号)第3条の2第1号に定める再雇用職員のうち、 <u>事業推進組織及び事務組織に勤務する者</u>		6 国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する規程(平成16年達示第78号)第3条の2第1号に定める再雇用職員のうち、 <u>第2項に相当する者</u>	
2~4 (略) (中 略)		2~4 (同 左)	
第9条の4 総長は、ライフサイエンス研究等に		第9条の4 総長は、ライフサイエンス研究等に	

改正前	改正後
<p>おける倫理の保持、安全の確保等に関する事務のうち、次の各号に掲げる事務について、京都大学におけるライフサイエンス研究等に係る倫理の保持、安全の確保等に関する規程（平成27年達示第72号）の定めるところにより、<u>部局（事務本部を含む。）の長（事務本部にあつては研究倫理担当の理事とする。）</u>に委任する。</p> <p>(1) 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）に定める研究に係る監督、許可等（同指針第11第3項第1号の規定によるものを除く。）</p> <p>(2) 遺伝子治療等臨床研究に関する指針（平成27年厚生労働省告示第344号）に定める研究に係る監督、許可等（同指針第16第4項第3号並びに第31第4項第2号及び第3号の規定によるものを除く。）</p> <p>（中 略）</p> <p>第12条 第3条及び第4条第1項の規定により委任を受けた各部局、各学系等<u>又は事務本部の各組織</u>の長並びに第4条第2項の規定により当該事務を専決することとされた各部局又は各学系等の長は、その事務を、<u>部局又は事務本部の各組織</u>にあつては当該部局<u>又は事務本部の各組織</u>の職員に、学系等にあつては当該学系等の事務を処理する<u>事務組織</u>の職員に専決させることができる。この場合において、当該部局、学系等<u>又は事務本部の各組織</u>の長は、その専決をさせる者及び範囲を定め、これを当該専決をさせる者に通知しなければならない。</p> <p>（後 略）</p>	<p>おける倫理の保持、安全の確保等に関する事務のうち、次の各号に掲げる事務について、京都大学におけるライフサイエンス研究等に係る倫理の保持、安全の確保等に関する規程（平成27年達示第72号）の定めるところにより、<u>部局の長（組織規程第47条の規定により定める組織（グローバル・エンゲージメント・オフィス及び情報環境機構を除く。）</u>、<u>第47条の2の規定により定める組織（プロボストオフィス及び学務部に限る。）</u>及び<u>第47条の3の規定により定める組織（成長戦略本部及び環境安全保健機構を除く。）</u>にあつては研究倫理担当の理事とする。）に委任する。</p> <p>(1) } (2) } (同 左)</p> <p>第12条 第3条及び第4条第1項の規定により委任を受けた各部局、各学系等の長並びに第4条第2項の規定により当該事務を専決することとされた各部局又は各学系等の長は、その事務を、部局にあつては当該部局の職員に、学系等にあつては当該学系等の事務を処理する<u>部局</u>の職員に専決させることができる。この場合において、当該部局、学系等の長は、その専決をさせる者及び範囲を定め、これを当該専決をさせる者に通知しなければならない。</p> <p>附 則（令和8年3月総長裁定）</p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><b>京都大学における研究資源アーカイブに関する規程</b> (平成22年3月16日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 総長が指名する理事 若干名</p> <p>(2) 運営責任部局及び連携部局の長</p> <p>(3) 附属図書館長、情報環境機構長及び大学文書館長</p> <p>(4) 運営責任部局及び連携部局の教員 若干名</p> <p>(5) 部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節までに定める施設等をいう。）をいう。以下同じ。）の長（第2号及び第3号に掲げる者を除く。） 若干名</p> <p>(6) その他総長が必要と認めた者</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>第3条</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) 部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）をいう。以下同じ。）の長（第2号及び第3号に掲げる者を除く。） 若干名</p> <p>(6) } (同 左)</p> <p>2～4 }</p> <p>附 則（令和8年3月総長裁定）</p> <p>この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>京都大学名誉フェローの称号授与に関する規程</b> (平成25年3月19日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>(推薦)</p> <p>第3条 部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成1</p>	<p>第3条 部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成1</p>

改正前	改正後
<p>6年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。)第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで(組織規程第47条に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)の長は、名誉フェローの称号を授与することが適当と認められる者を推薦する場合は、理事又は副学長(当該推薦理由に係る業務を担当する理事又は副学長をいう。以下同じ。)に名誉フェロー称号授与候補者の推薦をするものとし、当該理事又は副学長は、当該推薦に基づき、総長及び理事で構成する会議において名誉フェローの称号授与について発議する。</p>	<p>6年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。)第3章第7節から第11節まで(組織規程第47条に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)の長は、名誉フェローの称号を授与することが適当と認められる者を推薦する場合は、理事又は副学長(当該推薦理由に係る業務を担当する理事又は副学長をいう。以下同じ。)に名誉フェロー称号授与候補者の推薦をするものとし、当該理事又は副学長は、当該推薦に基づき、総長及び理事で構成する会議において名誉フェローの称号授与について発議する。</p>
<p>2～4 (略) (後 略)</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p style="text-align: center;"><b>京都大学における履修証明プログラムに関する規程</b> (平成26年1月7日総長裁定)</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (令和8年3月総長裁定) この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>
<p>(前 略) (開設)</p>	<p>(開設)</p>
<p>第3条 履修証明プログラムは、社会人等の学生以外の者を対象として、体系的な知識、技術等の習得を目指す課程とする。</p> <p>2 履修証明プログラムは、部局(各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節までに定める施設等をいう。)をいう。以下同じ。)又は複数の部局が共同して開設することができる。</p>	<p>第3条 (同 左)</p> <p>2 履修証明プログラムは、部局(各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。)をいう。以下同じ。)又は複数の部局が共同して開設することができる。</p>
<p>(後 略)</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (令和8年3月総長裁定) この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><b>京都大学名誉博士称号授与規程実施細則</b> (平成15年1月28日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2 この細則において、「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院、各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節に定める施設等をいう。）をいう。</p> <p>2 この細則において、「関係研究科」とは、名誉博士の称号を授与しようとする者に係る規程第2条第1号又は第2号の功績に対応した研究科をいう。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2 この細則において、「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院、各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節に定める施設等をいう。）をいう。</p> <p>2 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和8年3月総長裁定） この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>京都大学基金を通じたクラウドファンディングの実施に関する規程</b> (令和3年7月13日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 部局 各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節までに定める施設等をいう。）並びに事務本部をいう。</p> <p>(中 略)</p> <p>(実施の申請)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1)～(5) }</p> <p>(6) 部局 各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）をいう。</p> <p>(実施の申請)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第4条 実施責任者は、クラウドファンディングを実施しようとするときは、<u>所属部局の長（事務本部にあっては、プロジェクトの内容に応じ、所掌する理事又は副学長。以下同じ。）</u>の承認を得た上で、別紙様式により担当理事に申請するものとする。</p> <p>（後 略）</p> <p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学が実施する会議等における飲食費支出基準</b></p> <p style="text-align: center;">（平成25年3月1日総長裁定）</p> <p>（前 略）</p> <p>（支出手続）</p> <p>第5条 飲食費の支出を求める教職員（以下「実施責任者」という。）は、会議等の開催前に飲食費支出伺（様式1）を部局等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節<u>及び第8節並びに第8節の3</u>から第11節まで（<u>第47条第1項</u>に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、<u>事務本部の各部、総長オフィス、プロボストオフィス、CFOオフィス、広報室、インスティテューショナル・リサーチ室、国際交流室、監事支援室、不正防止実施本部事務室及び事務改革推進室並びに各共通事務部並びに監査室</u>をいう。）の長に提出するものとする。ただし、会議等の開催前に飲食費支出伺を提出できない特別の理由がある場合には、会議等の終了後にその理由を付記した飲食費支出伺を部局等の長に提出するものとする。</p>	<p>第4条 実施責任者は、クラウドファンディングを実施しようとするときは、所属部局の長の承認を得た上で、別紙様式により担当理事に申請するものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和8年3月総長裁定）</p> <p style="text-align: center;">この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>（支出手続）</p> <p>第5条 飲食費の支出を求める教職員（以下「実施責任者」という。）は、会議等の開催前に飲食費支出伺（様式1）を部局等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（<u>第47条の2の規定</u>により定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、<u>各共通事務部及び監査室</u>をいう。）の長に提出するものとする。ただし、会議等の開催前に飲食費支出伺を提出できない特別の理由がある場合には、会議等の終了後にその理由を付記した飲食費支出伺を部局等の長に提出するものとする。</p>

改 正 前	改 正 後
2・3 (略) (後 略)	2・3 (同 左)  附 則 (令和8年3月総長裁定) この規程は、令和8年4月1日から施行する。